

遺言や遺産分割協議等による指定相続人

死亡された方が遺言等によって死後の財産の受取人を指定されていた場合や、遺産分割協議によって死亡者の所有に係る全ての固定資産を受け取られる方を指定している場合は、その方が遺言書等の写を添付した上で、相続人代表者指定届に記入押印しご提出ください。
※「特定の物件のみを遺贈する」等、遺言等の文言によっては相続人代表者になることができない場合があります。

法定相続人

遺言等によって定められた相続人がいない場合は、民法の規定に従って相続人が決定されます。具体的には、配偶者に加え、以下の順位の方が相続人となるため、いずれかの相続人の方が相続人代表者指定届をご提出ください。

| | |
|------|--|
| 第1順位 | 子(養子や婚外子も含む) 子が死亡している場合は、孫や曾孫 |
| 第2順位 | 父母(養親を含む) 父母が双方死亡している場合は、祖父母 |
| 第3順位 | 兄弟姉妹(異母兄弟、異父兄弟を含む) 兄弟姉妹に死亡している者がいる場合は、その子 |

第1順位の人がない場合は第2順位が相続人に

第2順位の人もない場合は第3順位が相続人となります。

※配偶者は、第1～第3順位相続人と並存して相続人となります。

※法定相続人については、裏面の『法定相続人チェックフローシート』をご活用ください。

なお、死亡者よりも後に死亡した相続人がいる場合は、上記以外の方が相続人となる場合があります。該当する場合には、加古川市役所資産税課 (tel : 079-427-9168) までご連絡ください。

